提案基準30「既存建築物(住宅、工場以外)の敷地増を 伴う質的改善」 法34条14号 令36条1項3号ホ

- ◎ 立地基準編第2章第12節 [審査基準 2] 提案基準30 (P105·P106)
- 1 本提案基準は、既存建築物(住宅、工場以外)について、質的改善を図るため、既存 建築物の敷地の拡張を必要とするものを対象とするものであること。

したがって、既存建築物の近接地に立地するものや既存建築物と一体となって近隣に 移転するものは対象としていない。

また、既存建築物の用途変更を伴うものは、本提案基準の対象としていない。

- 2 要件2について
 - (1) 要件2(1)については、地元市町村長の意見書により確認する。
 - (2) 要件2(4)アについて

「農業振興地域の農用地区域内の土地等でないこと。」とは、原則として次の地域、地区等を含まないものであること。ただし、申請地に当該地域、地区等が含まれる場合、所管担当部局において当該施設の立地が認められるものについては、この限りでない。

- ア 農業振興地域の農用地区域及び優良農地
- イ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域
- ウ 国定公園及び県立自然公園の特別地域
- 工 歷史的風土保存区域
- 才 風致地区
- カ 保安林及び保安施設地区
- キ 史跡名勝天然記念物等の指定を受けた区域
- ク その他、農地、景観、文化財及び自然環境等の保全並びに災害の防止等を図る ため、知事が特に必要と認める区域
- 3 留意事項ア(ウ)について 倉庫業の倉庫に該当するものは、留意事項ア(ウ)に該当しない。